



政府からのお知らせ No.11

熊本地震で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
お近くに目の不自由な方がいらっしゃいましたら、このお知らせの内容をお伝えいただきますようお願いいたします。

各種手続

土地・建物の登記に関して ご心配の方々へ

権利証を紛失しても安心してください

土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失しても「土地・建物の所有権等の権利」を失うことはありません。

また、土地・建物の売却ができなくなるわけでもありません。

境界標や石垣の基礎部分などは 可能な限り保存してください

境界標（コンクリート杭・金属釘など）、塀・石垣の基礎部分や側溝など

がれきの撤去などの復旧作業に際して、境界標（コンクリート杭・金属釘など）、塀・石垣の基礎部分や側溝などは、土地の境界を特定するために役立つものですので、可能な限り保存してください。

ご不明な点がありましたら、次の法務局にご相談ください。

096-364-2145 熊本地方務局
音声ガイダンス番号2→1→2

法務省

平成28年熊本地震への対応について
http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/pag_e_000036.html

※がれきなどの処理にあたっては、適切な分別をお願いします。



① 首相官邸ホームページ
「熊本地震被災者の皆さまへ 政府応援情報」
http://www.kantei.go.jp/jp/headline/saigai/kumamoto_hisai.html



② ツイッター
「熊本地震被災者の皆さまへ
政府応援情報」
[@kantei_hisai](https://twitter.com/kantei_hisai)